

令和8年2月26日(木曜日) 午後2時9分 開 議

●議事日程第1号 2月26日(木曜日)

- 第1 開 会
- 第2 議員の辞職許可報告
- 第3 新議員の紹介及び仮議席の指定
- 第4 選挙第1号 飯塚地区消防組合議会議長の選挙
- 第5 会期の決定
- 第6 議席の指定
- 第7 行政報告及び提出議案説明
- 第8 令和8年度施政方針
- 第9 議案第1号「令和8年度飯塚地区消防組合予算」  
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 第10 議案第2号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」  
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 第11 議案第3号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」  
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 第12 議案第4号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」  
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 第13 一般質問
- 第14 署名議員の指名
- 第15 閉 会

●議長の代理

議長が欠員となっているため、地方自治法第106条第1項の規定により、議長選出までの間、副議長が議長の職務を代理する。

●会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時9分 開会

◎副議長（石原 浩二）

△開会

出席議員が定足数に達しておりますので、これより令和8年 第1回 飯塚地区消防組合議会定例会を開会いたします。

△議員辞職許可報告

◎副議長（石原 浩二）

次に、議員の辞職許可について報告いたします。

飯塚市から選出されておりました、江口 徹 議員から、2月20日に、議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、これを許可いたしましたので報告いたします。

△新議員の紹介及び仮議席の指定

◎副議長（石原 浩二）

次に、このたび、本組合議会議員になられました新議員の方を紹介いたします。飯塚市選出の城丸 秀高 議員です。

続きまして、仮議席の指定をいたします。

仮議席につきましては、ただ今ご着席の議席と致します。

△選挙第1号 飯塚地区消防組合議会議長の選挙

◎副議長（石原 浩二）

議長が欠員となっておりますので、これより地方自治法第103条第1項の規定により、飯塚地区消防組合議会議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異

議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に、城丸 秀高 議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、指名いたしました城丸 秀高 議員を議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、城丸 秀高 議員が議長に当選されました。

ただ今、議長に当選されました、城丸 秀高 議員が議長におられますので、本席より告知いたします。

城丸 議長に、ご挨拶をお願いいたします。

△挨拶

◎議長 (城丸 秀高)

一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今、議員の皆様の推薦をいただき、消防組合議会の議長に就任をいたしました、城丸です。どうぞよろしく願いいたします。

ご推薦に対しまして、心から感謝を申しあげますとともに、責任の重大さを痛感いたしております。

今後は、議長として消防行政の推進と本議会の円滑な運営のため、頑張っていきたいと思っておりますので、議員の皆さまのご指導、ご協力をよろしくお願いいたしまして、簡単でございますが就任のご挨拶とさせていただきます。

◎副議長 (石原 浩二)

ありがとうございました。

城丸 議長、議長席におつき願います。

ご協力ありがとうございました。

以上で議長席を下らせていただきます。

(議長交代)

△議席の指定

◎議長 (城丸 秀高)

次に、議席の指定をいたします。

1 番に 私、城丸が

2 番に 石原 浩二 議員

3 番に 久世 賢治 議員

- 4 番に 林 英明 議員
- 5 番に 竹本 慶吉 議員
- 6 番に 山本 真之 議員
- 7 番に 岩永 利勝 議員
- 8 番に 吉永 雪男 議員
- 9 番に 奥山 亮一 議員
- 10 番に 田中 武春 議員
- 11 番に 藤間 隆太 議員
- 12 番に 吉松 信之 議員
- 13 番に 土居 幸則 議員をそれぞれ指定いたします。

#### △会期の決定

##### ◎議長（城丸 秀高）

それでは、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、2月26日、1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、2月26日、1日と決定いたしました。

#### △行政報告及び提出議案

##### ◎議長（城丸 秀高）

行政報告及び提出議案に入ります。

組合長の行政報告及び提出議案の説明をお願いいたします。

武井 組合長

##### ○組合長（武井 政一）

本日、令和8年第1回消防組合議会定例会を招集するにあたり、昨年12月の定例会以降、本日までの事務事業の概要を報告し、審議の参考に供します。

はじめに、管内における令和7年中の火災、救急等の発生状況について報告いたします。

火災件数は64件で、このうち建物火災は28件、建物焼損床面積635平方メートル、建物の損害額は6,653万4千円となっております。

死傷者については死者0人、負傷者9人となっております。

これを前年と比較しますと、建物火災件数は8件の減、建物焼損床面積866平方メートルの減、建物の損害額1億2,138万4千円の減、死者は2人の減、負傷者は4人の増となっております。

次に、救急出動件数は10,850件、救急搬送人員は9,483人で、これを前年と比較しますと、救急出動件数155件の増、救急搬送人員358人の増となり、救急出動件数については、令和5年から3年連続で1万件を超えております。

次に、救助出動件数は80件で、前年と比較しますと19件の減となっております。

以上が、管内における令和7年中の火災、救急等の発生状況であります。今後とも火災の予防、警防並びに諸災害の防除に全力を傾注してまいり所存であります。

なお、本年1月1日からは、昨年2月の大船渡市林野火災を受け、新たに林野火災に関する注意報等を設け、林野火災の予防対策の強化を図っております。

次に、事務事業の進捗状況につきましては、全国一斉の「文化財防火デー」行事の一環として、1月28日に嘉麻市上臼井の嘉麻市立織田廣喜美術館において総合訓練を実施したほか、旧伊藤伝右衛門邸をはじめ王塚古墳など管内12カ所の文化財防火査察を実施し、貴重な国民的財産等の防火点検並びに防火意識の高揚に努めました。

また、火災予防広報につきましては、小学校六年生を対象にした防火ポスターコンクールを実施し、管内の28校から1,356作品の応募があり、飯塚美術協会のご協力を得て、64点の入選作品を決定いたしました。

なお、最優秀作品1点につきましては、飯塚地区消防組合のオリジナル防火ポスターとして作成し、管内事業所等に配布するほか、その他の入選作品については、2月27日から3月6日まで、ゆめタウン飯塚において防火ポスター展を開催いたします。

以上が昨年12月消防組合議会定例会以降、本日までの事務事業の概要であります。

今議会に提案いたします議案等は、予算議案をはじめ4件でございます。

議案の内容は、上程されました都度、担当者から説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。行政報告及び提出議案の説明を終わります。

△令和8年度施政方針

◎議長（城丸 秀高）

次に、「令和8年度施政方針」の説明を求めます。

武井 組合長

○組合長（武井 政一）

令和8年度予算案を提出するにあたり、施策に対する基本方針と予算の概要について申し述べ、議員各位のご協力とご理解を得たいと存じます。

令和8年度予算編成にあたっては、限られた予算で財政運営を行っていくために、予算の効率化を意識し、最小の経費で最大限の効果を求め編成いたしました。

このような方針に基づき編成いたしました令和8年度予算の総額は、26億6,448万6千円で令和7年度当初予算と比較しますと、16億484万3千円、伸び率37.59%の減となっております。

この大幅な減額は、令和7年度予算に計上しておりました消防指令システムの共同運用整備費用が、事業完了により皆減となったことが主な要因でございます。

次に、主な施策の概要について申し述べます。

令和8年度の組織目標については、昨年度に引き続き、組織の魅力を高めるために、消防態勢の充実強化と効果的な住民広報に取り組んで参ります。

まず、消防態勢の充実強化については、次の3つのことを着実に進めて参ります。

第1に、消防の連携協力を充実するため、本年4月1日から、直方・鞍手消防本部と共同で消防指令センターを運用することにより効率的な消防体制を確立して参ります。

また、本年10月に佐賀県で開催される緊急消防援助隊の九州ブロック合同訓練に参加し、九州各県から集結する約200隊の消防隊とこの大規模な訓練を通して、消防機関相互の広域応援体制の連携と受援体制の強化を図るとともに、地域防災組織の中核である消防団及び関係防災機関と更なる連携強化に努めて参ります。

第2に、施設、装備面の強化については、地域の消防拠点として施設を充実させるため、片島分署の大規模修繕を行う予定でございます。

また、本年度は、令和4年度より計画的に進めてきた消防隊の防火衣と救急隊の感染防護衣の更新計画が最終年度になるため、最新装備により全隊員の安全面、機能面の充実強化を図ります。

第3に、救急需要対策として、昨年当管内の救急出動件数は10,850件で、令和5年から3年連続で1万件を超えており、救急出動件数は全国的に増加傾向にあります。今後も高齢化により救急需要は増大する可能性が高く、救急業務の役割は重要性を増しております。

このため、年次計画に基づき救急救命士養成課程に2名、福岡県消防学校の救急科に8名を入校させます。

また、救急救命士22名に対し病院での院内研修を実施し、救急隊員の資質の向上を図るほか医療機関等との密接な連携に努め、更なる救急態勢の強化に取り組んで参ります。

次に、効果的な住民広報については、本年も引き続き、火災予防対策として積極的に取り組んで参ります。

令和7年中、当管内で火災による死者は0人でしたが、令和6年の統計では、全国で1,451人が犠牲となっており、そのうち、住宅火災による死者は1,109人で全体の76.4%を占めており、全国的に見れば依然として高い水準で推移しております。

こうした状況を踏まえ、本年も住宅火災による犠牲者をなくすため、住宅用火災警報器の設置推進及び一般住民を対象にしたアンケート調査の実施など、各市町の担当部局及び関係機関と連携を取りながら、住民への防火意識の普及啓発を積極的に進めて参ります。

以上、施策の概要と所信の一端を述べ審議の参考に供し、重ねて議員の皆様のご協力をお願いする次第であります

△議案第1号「令和8年度飯塚地区消防組合予算」

◎議長（城丸 秀高）

それでは、議案第1号「令和8年度飯塚地区消防組合予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長

○消防長（篠崎 太望）

議案第1号 令和8年度飯塚地区消防組合予算について、ご説明いたします。

お手元の、令和8年度飯塚地区消防組合予算書の1ページをお開き願います。

まず、歳入歳出予算の総額は、26億6千448万6千円と定めております。

次に、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。

次に、一時借入金については、第2条に記載のとおりでございます。

それでは、予算の内容について、歳入歳出予算事項別明細書により、ご説明いたします。

4ページをお開き願います。

1. 総括、歳入からご説明いたします。

1款「分担金及び負担金」、本年度予算額25億2千718万2千円、前年度比5億8千31万7千円の減額となっております。

次に、2款「使用料及び手数料」、本年度予算額121万6千円、前年度と同額を計上いたしております。

次に、3款「財産収入」、本年度予算額813万円、前年度比381万2千円の増額となっております。

次に、4款「繰入金」、本年度予算額1億2千620万8千円、前年度比8千30万4千円の増額となっております。

次に、5款「繰越金」、本年度予算額150万円、前年度と同額を計上いたしております。

次に、6款「諸収入」、本年度予算額25万円、前年度比4万2千円の減額となっております。本年度組合債はございません。

以上、歳入合計としまして、26億6千448万6千円、前年度比16億484万3千円、率にして37.59%の減を計上いたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款「議会費」、本年度予算額12万7千円、前年度と同額を計上いたしております。

次に、2款「総務費」、本年度予算額3千366万円、前年度比1億2千626万6千円の減額となっております。

次に、3款「消防費」、本年度予算額24億2千989万7千円、前年度比14億9千612万2千円の減額となっております。

次に、4款「公債費」、本年度予算額1億9千780万2千円、前年度比1千754万5千円の増額となっております。

次に、5款「予備費」、本年度予算額300万円、前年度と同額を計上いたしております。

以上、歳出合計は、歳入と同額の26億6千448万6千円、前年度比16億484万3千円、率にして37.59%の減を計上いたしております。

今回の歳入歳出予算の減額の主な理由は、昨年度、計上しておりました共同運用に伴う共同消防指令システムの整備費用が、事業完了により皆減となったものでございます。

次のページ、5ページをご覧ください。

それでは、歳入から、主なものについてご説明いたします。

まず、1款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、組合費負担金、本年度予算額24億6千864万9千円、前年度比7千415万7千円、2.92%の減となっております。

減の主な理由は、算定の単位費用である地方交付税の消防単位費用が前年度から500円増額し、各市町の負担金は、1億788万4千円増額となっておりますが、令和3年からご負担いただいております飯塚市、嘉麻市の過年度分の負担金1億8千204万1千円が令和7年度で終了しましたので、その差し引きにより減額となったものでございます。

次に、2目、施設整備事業 構成市町負担金につきましては、本年度予算額、2千38万9千円、前年度比1千426万4千円の増となっております。

これは、各市町より、指令設備中間更新事業と消防車両整備事業及び共同消防指令システム整備事業について、地方交付税措置分をご負担いただくものでございます。

次に、3目、消防指令業務共同運用負担金3千814万4千円、前年度比5億2千42万4千円の減となっております。これは、昨年度、計上しておりました共同消防指令システム整備事業に係る負担金、5億5千856万8千円を減額し、新たに、令和8年4月より直方鞍手消防本部と共同で消防指令業務を開始するにあたり、直方鞍手が負担する運営費負担金と、維持管理費負担金を計上させていただいております。

まず、運営費負担金につきましては、令和7年度の人件費や光熱水費を参考に算定しております。こちらは、固定額として負担いただき、3年ごとに見直しを行うこととしております。

次に、維持管理費負担金につきましては、システム保守費や消耗品費などの毎年度の実費を、当年度の基準財政需要額の按分割合に基づき、直方鞍手にその相当額を負担していただくものでございます。

次のページ6ページをお開き下さい。

4款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金、本年度予算額1億2千620万8千円の皆増につきましては、片島分署の屋根、外壁及び電気設備が老朽化し、外壁の落下危険や電気設備の漏電があることから、本年度、片島分署改修工事設計業務委託料及び片島分署改修工事に充当するため繰り入れるものでございます。

つづきまして、7ページをご覧ください。

組合債につきましては、本年度の起債はございません。

以上が、歳入の主なものでございます。

次のページ8ページをお開き下さい。

次に、歳出の主なものについて、ご説明いたします。

まずは、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、本年度予算額3千357万8千円、前年度比1億2千626万6千円を減額して計上いたしております。

1節から11節までは、例年どおりの計上となっております。

次に、12節、委託料につきましては、次のページ、上から5行目、情報ネットワーク環境再構築委託料91万9千円につきましては、現在、データセンター内に設置している情報ネットワークサーバが更新時期を迎えるため、従来の設置型サーバからインターネットを利用したクラウドサービスへ移行するため、その費用を計上するものでございます。

なお、その関連費用として計上いたしております、次の13節、情報ネットワークサーバ設置施設借上料及び情報ネットワーククラウド使用料につきましては、本年9月にサーバ移行を予定しているため、移行前後の各費用をそれぞれ計上するものでございます。

次のページ、10ページをお開き下さい。

つづきまして、3款、消防費、1項、消防費、1目、常備消防費、本年度予算額22億7千119万9千円、前年度比7千186万円を増額し計上いたしております。

主なものとしましては、2節、給料9億3千437万6千円、3節、職員手当等、7億5千152万3千円、合計16億8千589万9千円につきましては、昨年の人事院勧告による給与改定に伴い、前年度比8千860万7千円、5.55%を増額し計上するものでございます。

4節以降につきましては、例年どおりの計上となっております。

次に、12ページをお開きください。

2目、消防施設費、本年度予算額1億5千718万円、前年度比15億6千834万5千円を減額し計上いたしております。

減の主な理由は、先ほどご説明したとおり、昨年度計上の共同消防指令システム整備費用が皆減となったものでございます。

本年度の主な事業としましては、歳入でご説明いたしました12節 委託料の片島分署改修工事設計業務委託料、515万6千円、14節 工事請負費の片島分署改修工事、1億3千692万8千円を計上するものでございます。

次のページに移りまして

3目、広域災害対応費は、151万8千円、前年度比36万3千円を増額し計上いたしております。主な増の理由は、13節、使用料及び賃借料に、災害現場で障害物の除去や車両等の引き揚げなどに使用する大型の重機等の借上料を新たに計上するものでございます。

以上が、歳出の主な説明でございます。

次のページからの給与費明細書、及び地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第1号、「令和8年度飯塚地区消防組合予算」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎議長（城丸 秀高）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号「令和8年度飯塚地区消防組合予算」を原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

△議案第2号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」

◎議長(城丸 秀高)

次に、議案第2号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長

○消防長(篠崎 太望)

議案第2号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお開き願います。

本案の提案理由は、「人事院勧告に伴い国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたため、これを参考に職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する」ため、本案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、構成市の条例改正にない、国家公務員の給与に関する法律が改正されたため、改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明いたします。

次のページ、2ページをお開きください。

改正は、2条建ての改正となっており、第1条につきましては、「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部改正」、第2条につきましては、「職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正」となっております。

はじめに第1条 給与条例の改正は、通勤手当の改正となっており、第16条第1項第1号は、本改正の際の条文整理となっております。

次に3ページをご覧ください。

第16条第2項第2号中の「次に掲げる職員の区分に応じ」を削除し、「それぞれ次に」を「6万6400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、自動車等の使用距離区分を削除し、新たに使用距離区分の手当額の上限を条例で定めたものでございます。

この改正は、国が昨年12月に国家公務員の給与に関する法律を改正し、通勤手当における自動車等の使用距離に応じた区分を規則で定めることとし、法律から削除したことを受けて、これに準じた改正を行うものでございます。

次に4ページをお開き願います。

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

今回の改正は、昨年12月に国家公務員法等の一部が改正されたことに伴い、令和5年制定の『定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例』の附則について、現行条例に適用させるため、関係条例の規定を引用している附則中の文言を削除するものでございます。最後に附則についてですが、第1条及び第2条とも令和8年4月1日から施行することとしております。

以上で、議案第2号、「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎議長（城丸 秀高）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」を原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

△議案第3号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」

◎議長（城丸 秀高）

次に、議案第3号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたし

ます。

提案理由の説明を求めます。

篠崎 消防長

○消防長（篠崎 太望）

議案第3号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」について、提案理由と改正内容のご説明をいたします。

議案書の6ページをお開きください。

本案は、「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書」を踏まえ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正を行い、これを受け火災予防条例（例）が一部改正されたことに伴い、関係規定を整理するため提出するものでございます。

主な改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

7ページをお開きください。

第7条の2第1項につきましては、テント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、屋外その他の直接外気に接する場所に設ける定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものを「簡易サウナ設備」として定義したものでございます。第1号において、簡易サウナ設備と建築物等及び可燃性の物品との火災予防上安全な距離として、周囲の可燃物が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれかが確保されていれば良いものとし、第2号において、簡易サウナ設備について安全を確保する装置等に係る規定を整備したものでございます。

8ページをお開きください。

第2項につきましては、位置、構造、及び管理の基準についての準用規定として設けるものでございます。

第7条の3につきましては「簡易サウナ設備」以外のサウナ設備を「一般サウナ設備」として定義したものでございます。

第28条の7につきましては、住宅における火災の予防を推進するための施策として、一般的な漏電ブレーカー等のほかに、震度5強以上の地震を検知した際に自動でブレーカーを落とす火災対策装置として「感震ブレーカー」の普及促進を明記するものでございます。

9ページをお開きください。

第43条において、簡易サウナ設備について、相対的に火災危険性が低いと考えられる個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に届出を要することとしたものでございます。附則におきまして、この条例は令和8年3月31日から施行することといたしております。

以上で、議案第3号、「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎議長（城丸 秀高）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号「飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

△議案第4号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」

◎議長(城丸 秀高)

次に、議案第4号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長

○消防長(篠崎 太望)

議案第4号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更」について、ご説明いたします。

議案書の10ページをお開き願います。

本案は、令和8年3月31日を限り、久留米市 外三市町高等学校組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、また、令和8年4月1日から、久留米広域市町村圏事務組合が名称を変更することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

11ページをご覧ください。

今回の改正は、別表第1 糟屋郡の項及び項中の「糟屋郡」、「糟屋郡自治会館組合」、「糟屋郡篠栗町 外一市五町財産組合」、の糟屋の漢字を改め、三井郡の項中の「久留米市 外三市町高等学校組合」を削り、その他の項中の「久留米広域市町村圏事務組合」を「久留米広域消防組合」に改めるものでございます。

12ページをご覧ください。

別表第2 第4区の項中「久留米市外三市町高等学校組合」を削り、「久留米広域市町村圏事務組合」を「久留米広域消防組合」に改めるものでございます。

なお、附則において、この規約は令和8年4月1日から施行することとされております。

以上で、議案第4号、「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更」の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

◎議長（城丸 秀高）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

△一般質問

◎議長（城丸 秀高）

次に、一般質問ですが、一般質問の通告はあっておりませんので、一般質問を終結いたします。

△署名議員を指名

◎議長（江口 徹）

次に、署名議員を指名いたします。

8番 吉永 雪男 議員

9番 奥山 亮一 議員

よろしく願いいたします。

△閉会

◎議長（城丸 秀高）

以上をもちまして、議事日程のすべてを終了いたしましたので、令和8年第1回飯塚地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午後2時52分 閉会

●出席議員

(出席議員 13名)

1番	城丸秀高	8番	吉永雪男
2番	石原浩二	9番	奥山亮一
3番	久世賢治	10番	田中武春
4番	林英明	11番	藤間隆太
5番	竹本慶吉	12番	吉松信之
6番	山本真之	13番	土居幸則
7番	岩永利勝		

●職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局書記	花元稔和
〃	吉田達郎
〃	大石巖生
〃	奥山裕輔
〃	

●説明のため出席した者

組合長	武井政一
副組合長	赤間幸弘
副組合長	井上利一
消防長	篠崎太望
次長兼飯塚署長	坂田潤治
参与兼予防課長	松岡春樹
指令課参与	中西敏弘
警防課長	岡松則人
指令課長	高岩伸親
総務課長	佐藤康道
警防課長補佐	作本靖彦
予防課長補佐	徳永進一郎
副署長兼消防課長	河辺英美
副署長兼警備課長	馬場慎也
会計管理者	笹尾清隆